

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める 条例等の一部改正について

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成27年静岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「主任介護支援専門員(」の次に「法第7条第5項に規定する介護支援専門員であって、」を加え、「であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」に改める。

(静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例(平成28年静岡市条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（この条例による改正後の静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修（同号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了しているものとみなす。
- 3 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。